

国内クレジット認証委員会御中

審査結果概要書

平成 21 年 6 月 12 日

審査機関名 株式会社日本スマートエナジー

1. 排出削減事業の概要

| | |
|--------------|--|
| 排出削減事業名 | 名古屋トヨペット株式会社における照明設備の高効率化 |
| 排出削減事業者名 | 名古屋トヨペット株式会社 |
| 排出削減共同実施事業者名 | 株式会三井住友銀行 (その他関連事業者：エナジーセーブ株式会社) |
| 事業実施場所 | ① 名古屋トヨペット株式会社 矢作店 (愛知県岡崎市矢作町字小河原 25) ② 名古屋トヨペット株式会社 新城店 (愛知県新城市城北 2-3-2) ③ 名古屋トヨペット株式会社 欠町店 (愛知県岡崎市欠町字金谷 11-1) ④ 名古屋トヨペット株式会社 瑞穂店 (愛知県名古屋市瑞穂区二野町 9-8) ⑤ 名古屋トヨペット株式会社 松葉公園店 (愛知県名古屋市中川区大平通 1-16) ⑥ 名古屋トヨペット株式会社 勝川店 (愛知県春日井市勝川町西 4-18) ⑦ 名古屋トヨペット株式会社 小牧ボデーセンター店 (愛知県小牧市大字上末 2336-3) ⑧ 名古屋トヨペット株式会社 高岡ボデーセンター店 (愛知県豊田市高岡町女松山 27 番地 8) |
| 事業の概要 | 名古屋トヨペットにおける、照明設備の高効率化を実施することにより、省エネルギー、温室効果ガス排出量の削減およびコストの削減を図るものである。 |

| | |
|-------------|---|
| 排出削減量の計画 | 90 t CO2/年（事業実施期間合計 381tCO2） |
| 国内クレジット認証期間 | ① 開始日 2008年11月15日 終了予定日 2013年3月31日 ② 開始日 2009年12月18日 終了予定日 2013年3月31日 ③ 開始日 2009年1月22日 終了予定日 2013年3月31日 ④ 開始日 2009年3月17日 終了予定日 2013年3月31日 ⑤ 開始日 2009年1月22日 終了予定日 2013年3月31日 ⑥ 開始日 2009年1月22日 終了予定日 2013年3月31日 ⑦ 開始日 2009年1月22日 終了予定日 2013年3月31日 ⑧ 開始日 2009年4月1日 終了予定日 2013年3月31日 |
| 排出削減方法論 | 方法論番号 006 照明設備の更新 |

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

| 要件 | 審査手続き |
|--------------|---|
| 日本国内で実施されること | <p>事業計画が日本国内で実施されていることを、事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 名古屋トヨペット株式会社 矢作店 ② 名古屋トヨペット株式会社 新城店 ③ 名古屋トヨペット株式会社 欠町店 ④ 名古屋トヨペット株式会社 瑞穂店 ⑤ 名古屋トヨペット株式会社 松葉公園店 ⑥ 名古屋トヨペット株式会社 勝川店 ⑦ 名古屋トヨペット株式会社 小牧ボデーセンター店 ⑧ 名古屋トヨペット株式会社 高岡ボデーセンター店 |

| | |
|---------------------------------|--|
| <p>追加性を有すること</p> | <p>1)本事業は、法的義務等の遵守のために計画されたものではなく、CO2 排出量の削減を目的として実施されたことを関係者への質問等により確認した。</p> <p>2)経済的見地から判断して本事業が最も魅力的な投資案とはなりえないこと、本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用されることを質問、関連資料の閲覧により確認している。</p> <p>本事業の投資回収年数計算について、補助金やエネルギーコスト試算値に関して入手した根拠資料、質問および検算により 4.33 年であることを確認した。投資回収年数の根拠データにつき、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。</p> <p>「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省第 15 号）においては、照明設備を含む建物付属設備の電気設備は法定耐用年数が 15 年であり、本事業所の照明設備はまだ法定耐用年数を過ぎていないことになる。また、本事業所のような自動車販売ディーラーにおける省エネ設備の導入においては、実施の判断の基準となる投資回収年数は 2～3 年程度が一般的である。本事業では国内クレジットが無い場合の投資回収年数 4.33 年と、一般的な投資回収年数よりも長期間となるため、クレジットの発行による売却収入の期待が無ければ実施の可能性は大幅に低くなると考えられる。</p> |
| <p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p> | <p>自主行動計画に参加していないことについては、排出削減事業者への質問により、自主行動計画に参加していない事業者であることの確認を実施した。</p> |
| <p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p> | <p>1)本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006「照明設備の更新」に基づき排出削減量を計算しており、また、方法論の適用条件を満たしていることを個別に確認している。</p> <p>2)本事業が実施できない場合には、既存の設備が継続的に使用できる事を事業者への質問、及び事業サイト訪問時の確認等により確認している。また、既存設備の使用年数が法定耐用年数である 15 年の 2 倍（30 年）を超えていないことを、事業者への質問により確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存の照明設備の更新であることを、全体レイアウト図の確認、関係者への質問等により確認して</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>いる。</p> <p>適用条件 2 については、既存の照明設備が未だ使用可能であり、本排出削減事業を実施しなかった場合、既存の照明設備が継続して利用されることを関係者への質問等により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、活動量としてエネルギー使用量と比例関係にある照明設備の点灯時間を採用している。点灯時間の計測方法は、モニタリング対象設備の実績稼働時間により行われる計画である事を、関係者への質問、現地審査により確認している。</p> <p>3)その他、バウンダリの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> |
|--|---|

4. 特記事項

特になし